**高齢者の交通事故防止啓発コマーシャル事業委託仕様書**

**１　事業目的**

　　本県の65歳以上の高齢者人口は、令和3年1月1日現在約580千人で、高齢化率は32.3パーセントとなっており、今後さらに高齢化が加速すると予想されます。そして、本県において交通事故の犠牲となる方の半数以上が高齢者となっています。死亡事故の状況は、歩行中及び自動車運転中の事故が多く、高齢者の交通事故を減少させるためには、夜間、運転者から発見されやすい明るい目立つ色の服装や夜光反射材の活用、加齢に伴う身体機能の低下を自覚してもらう等、様々な対策について継続的に広報啓発することが有効です。

本事業は、本県の高齢者の交通事故死者の占める割合が非常に高いこと、今後も高齢化が進むことを踏まえ、高齢者自らが、また、高齢者を取り巻く社会が交通事故防止に対する意識の向上を図ることにより、高齢者が加害者や被害者となる交通事故を防止し、安全で安心な福島県の実現に寄与することを目的とする。

**２　委託業務の内容**

　　高齢者のドライバーや歩行者に対する交通ルール及び事故防止策の周知徹底を図るテレビコマーシャルに関する下記プロデュース業務を行う。

 (1)　コマーシャルの作成・放映

　　・　県内の高齢者をターゲットにしたインパクトのあるコマーシャルとする。

　　・　コマーシャルの長さは15秒とする。

　　・　コマーシャルには、ＢＧＭ・音響効果を入れる。

　　（ＣＭのイメージ）

　　・　夕方又は夜間、ドライバーが運転中、高齢者の歩行者に気づかず誤って人身事　　　　故を引き起こす（引き起こしそうになる）。

　　　　　→　反射材を着用しましょう。

　　・　日中、高齢者が横断歩道を渡ろうとしている。手を上げてドライバーに横断す　　　　る意思表示。ドライバー停止。

　　　　　→　横断歩道を渡る際は、手を上げる・差し出す・運転者に顔を向けるなど　　　　　　　して意思表示しましょう。

 (2)　放映枠の調整・確保

　　・　令和4年3月31日までの県内におけるテレビ放映計画（局、時間帯、回数）を作成する。

 (3)　コマーシャル、メディア展開に関するコンサルティング

 (4)　その他、(1)から(3)に掲げる業務に附帯する業務で、発注者が必要に応じ指示す　　る業務

**３　留意事項**

　　事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

 (1)　受託者は、コマーシャルの作成に当たっては委託者と協議を行い、進捗状況につ　　いて委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要　　な打合せを行うこと。

 (2)　委託者は、実用があると認めるときは、受託者と協議の上業務内容を変更するこ　　とができる。ただし、軽微な変更の場合は、契約金額の変更を行わない。

 (3)　受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用　　及び貸与してはならない。

 (4)　本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、これを定め　　るものとする。